

令和 8 年 4 月 2 0 日 提出

## 定例教育委員会会議議案

議案第 8 号及び議案第 9 号  
報告第 1 0 号

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和8年4月20日(月) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名

3 前回会議録作成の報告

4 付 議 す る 事 件

事 件 番 号	件 名	頁
議 案 第 8 号	令和8年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について	
議 案 第 9 号	令和8年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について	

5 報 告 事 項

(1) 報告第10号 臨時代理の報告について 7頁

6 そ の 他

(1) 木更津市教育委員会請願等取扱要綱を制定する告示について 10頁

(2) 木更津市教職員の働き方ガイドラインの改定について 別冊

(3) 木更津市立公民館運営審議会の答申について 12頁

7 閉 会 宣 言

報告第10号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理を処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月20日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和8年4月1日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第6号

木更津市史編集委員の委嘱について

1 委員名簿

区分	氏名	所属・役職
市の職員	鈴木 昭宣	企画部次長

2 任期 令和8年4月1日から令和9年6月30日まで

## 木更津市史編集委員会委員名簿

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

部門	番号	氏名	勤務先・就任・専門等	
考古学	1	おざわ ひろし <b>小沢 洋</b>	経歴	
			委嘱回数	2期目（令和6年7月1日～）
			新・再任	再任
古代史	2	いしわだ ひでゆき <b>石和田 秀幸</b>	経歴	
			委嘱回数	5期目（平成29年7月1日～）
			新・再任	再任
中世史	3	もりもと まさひろ <b>盛本 昌広</b>	経歴	
			委嘱回数	2期目（令和5年7月1日～）
			新・再任	再任
近世史	4	じつかた ゆうすけ <b>實形 裕介</b>	経歴	
			委嘱回数	9期目（平成21年7月21日～）
			新・再任	再任
近世史	5	おおげき まゆみ <b>大関 真由美</b>	経歴	
			委嘱回数	3期目（令和3年7月1日～）
			新・再任	再任
民俗学・近代史	6	しまだて りこ <b>島立 理子</b>	経歴	
			委嘱回数	7期目（平成25年7月1日～）
			新・再任	再任
近現代史	7	こま さなえ <b>駒 早苗</b>	経歴	
			委嘱回数	3期目（令和3年7月1日～）
			新・再任	再任
自然	8	なりた あつひこ <b>成田 篤彦</b>	経歴	
			委嘱回数	7期目（平成25年7月1日～）
			新・再任	再任
市職員	9	まつもと あきこ <b>松本 明子</b>	経歴	郷土博物館金のすず館長
			委嘱回数	1期目（令和7年4月1日～）
			新・再任	新任
市職員	10	すずき あきのぶ <b>鈴木 昭宣</b>	経歴	企画部次長
			委嘱回数	1期目（令和8年4月1日～）※前任の残任期間とする。
			新・再任	新任

木更津市教育委員会請願等取扱要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会告示第6号

木更津市教育委員会請願等取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）の取扱いについて、木更津市教育委員会会議規則（昭和62年木更津市教育委員会規則第2号）第24条及び第25条並びに第26条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（請願書等の提出）

第2条 請願書等は、書面により教育長に提出しなければならない。

2 前項の請願書等には、邦文を用いて、次に掲げる事項を記載し、請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）が署名又は記名押印の上、提出しなければならない。

(1) 件名

(2) 請願又は陳情の趣旨

(3) 提出年月日

(4) 請願者等の住所及び氏名（法人等の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）

（会議付議）

第3条 教育長は、受理した請願書等を直近の教育委員会定例会（以下「会議」という。）で付議するものとする。ただし、会議開催の日から起算して14日前の日以降に請願書等が提出された場合、その他教育長が必要と認める場合は、直近の次の会議で付議することができる。

（会議日程等の通知）

第4条 前条の規定により、会議に付議するときは、請願者等に対して、会議日程等を通知する。

（意見陳述の申出）

第5条 請願書等について事情を述べることを希望する請願者等は、会議の7日前までに教育長に申し出なければならない。

（審議の方法）

第6条 会議における請願書等の審議及び採決の方法は、次の各号に掲げる手順で行うものとする

る。

- (1) 請願書等の主たる趣旨及び請願者等の概要を報告する。
- (2) 教育長は、請願者等の意見陳述の可否について、会議に諮り採決する。
- (3) 請願者等の意見陳述を認めるときは、請願者等（複数いるときは、その代表者。）の意見陳述の時間は、5分以内とし、時間の延長は認めず、これに関する質疑応答も行わない。
- (4) 請願書等に対する教育委員会の過去の取扱いを説明する。
- (5) 教育長において質疑及び討論が尽きたと認めるときは、採択又は不採択を決定する。

（審議結果等通知）

第7条 審議が決したときは、速やかに請願者等に対して、審議結果を文書で通知するものとする。

（庶務）

第8条 請願書等の事務処理に関する庶務は、教育総務課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

「地域づくりや地域交流の推進を図りながら、充実した生涯学習事業や  
社会教育事業を実施する効果的な方法について」答申

令和 8年 3月25日

木更津市立公民館運営審議会

## はじめに

木更津市の公民館はこれまで50年以上にわたり教育施設として、中学校区単位を基本に設置・運営され、市民の社会教育・生涯学習を推進してきました。市民が気軽に集い、学習を通じて「人づくり」「絆づくり」「地域づくり」を進める拠点として、地域団体や住民と連携しながら、さまざまな地域課題の解決にも取り組んできました。

本市では現在「木更津市協働のまちづくり条例」を制定し、市民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進しています。今後は、地域のつながりの希薄化や防災・減災といった課題に全庁的に取り組むとともに、令和8年から地域の核になる「地域交流センター」へ移行し、さらなる地域活性化を図ると聞いています。

このような状況の中で、公民館運営審議会は、令和7年10月8日に開催された第2回定例会において、公民館長から「地域づくりや地域交流の推進を図りながら、充実した生涯学習事業や社会教育事業を実施する効果的な方法について」の諮問を受けました。その後、同審議会では、提示された2つの視点に沿って各委員の意見を求めました。

**視点1** 生涯学習事業・社会教育事業の意義と役割について

**視点2** さらなる地域づくりや地域交流の推進について

また、第3回定例会の場において、委員相互で「ダイヤモンドランキング」を活用した、グループワークを実施し、議論を重ね、このたび答申として意見をまとめました。

### (1) 社会教育事業・生涯学習事業の役割

①地域の教育機関として、誰もが学びあえる場所

i 社会教育・生涯学習の意義

人生100年時代といわれる今日において、人々が生きがいをもって「いつでも、どこでも、学び」、その成果を活かすことのできる社会の実現が求められています。

木更津市の公民館は概ね中学校区に1館設置され、長年にわたり、社会教育・生涯学習活動、地域コミュニティ活動の拠点として、地域に密着した事業を展開してきました。地域コミュニティ活動の拠点としては、個人の学びにとどまらず、地域の人と人のつながりや新たな活動の場を生み出すきっかけを提供する場となります。

## ii 主催事業の推進

各公民館において、家庭教育学級や高齢者教室、青少年事業、健康や防災など地域課題をテーマとした講座など、生活や地域の特性を踏まえた主催事業を展開してきました。

今後、地域の方々の興味・関心や学習意欲を高めるため、学びなおし（リカレント教育）ができる拠点として、また、地域住民からの声は地域全体の課題・生活課題の把握につながるため、丁寧に受け止め、課題解決に向けての学習や事業を提案することが求められます。また、土日や夜間などに事業を開催することで、若年層や日中働いている現役世代の利用を促進することも重要です。より多くの参加者同士が学び合い、相互学習を進め、地域住民一人ひとりが地域の課題を自らの課題と捉え、課題解決に向けた取り組みにつなげていくことが求められます。

## iii 地区文化祭の実施

地区文化祭は各地域の自治会や各種地域団体と協力をしながら、展示や発表などで日頃の学習成果を発表する集大成の場です。また、年に一度、各地域の特色を活かし、日頃公民館等をあまり利用しない子どもから高齢者まで様々な世代が参加する場でもあります。多くの人や地域団体の協力のもと、文化祭が開催されることで、さらなる社会教育・生涯学習事業の効果の推進が期待できます。

今後は、地区文化祭が「一時的な関わり」から「日常的なつながり」にすることができかが重要です。

## ②情報発信力の強化

木更津市の公民館は生涯学習・社会教育の実践の場であるとともに、関連する教育・文化・芸術分野をはじめ行政全般の情報を発信する役割を担ってきました。

様々な事業を実施する際には、事業の目的や対象にあった情報発信方法を選択することが重要です。

そのためには定期的に発行している「公民館だより」や広報「きさらづ」といった従来の紙媒体の広報はもちろんのこと、ホームページや市公式 LINE アカウントなどの SNS を活用して情報発信することで、若い世代や、普段、公民館へ足を運んでいない人々の興味・関心を高めることにつながると考えます。

## ③職員の資質の向上

人間関係の希薄化が課題として提起されている中、職員には地域の中で人と人をつなげるために、地域の住民や組織との連絡・調整を図り、関係性をつなぐコーディネーターとしての役割が求められます。そのためには、職員自身が、力量を高める努力を怠らないことが重要です。

何かに悩んだり、行動することに躊躇したりしている人の話を真摯に聞き、そっと後押しをして地域との結びつきをつくることで、地域に存在する組織との関係をマッ

チングすること、及び新たな地域像をデザインしていく支援者としての役割が期待されています。

今後も地域の「人」と「活動」との関わり、繋がりを大切にし、地域のニーズを分析しながら様々なアイデアを具体化・推進する「地域の核」として、さらなる活動の発展や新たな人材の発掘・育成を推進できるよう、地域の活性化をサポートする体制づくりを果たす職員（可能であれば社会教育主事や社会教育士有資格者）の配置を求めます。

## （２）地域づくり・地域交流の推進

### ①地域のつながり・交流の推進

#### i 地域との関わりの促進

人と人との関わりが少なくなることにより、防犯・防災力の低下などが懸念されます。

近年、公民館や「まちづくり協議会」が主体となって、子育て世代むけの「フリースペース」や、誰もが気軽に参加・立ち寄ることができる「コミュニティカフェ」などを開催し、初めて顔を合わせる者同士でも気軽に交流できるきっかけづくりをしてきました。住民同士が顔見知りとなり、挨拶ができる環境になれば、防犯・防災力が高まります。また、日常生活の話をすることによって、地域の課題を共有し、その解決に向けて、地域の団体と連携を図ることが可能となります。

引き続き、地域の拠り所として、多くの人が施設に集い、人と人との交流が活性化されることを望みます。

#### ii 地域と子どもの関わりの促進

現在、公民館や青少年健全育成住民会議を中心に青少年事業が展開されています。

青少年を地域ぐるみで見守り、育むための事業に取り組むこと、学校・家庭・地域が一体となり、地域の教育力を高め、子どもや若者を育むための取り組みを次の世代につないでいくことが大切です。この中で、「子どもたちをいかに地域活動に参加させるか」という視点が重要です。昨今は、公民館や地域の行事にボランティアとして参加する子どもたちも増えています。子ども家庭庁「こども基本法」（令和5年4月施行）においても、子どもの意見の尊重が唱えられています。子どもたちの意見を聞き、一つでも多くのことが実現されることで、今度は子どもたち自身が「イベントを企画したい」という取組につながります。このような取組に参加する子どもたちは、身近にある地域コミュニティの場が「面白い」、「楽しい」、「自分のためになる情報が集まる場だ」と認識すれば、関心をもち、大人になっても足を運ぶ可能性が高まると考えられます。そのためには、子どもたちを対象とした、様々な事業を開催し、青少年とのかかわりを継続することが求められます。

## ②地域活動の支援の促進

近年、地域の各団体役員の担い手不足が課題となっています。役員に全てを任せるのではなく、役割を細分化してその負担を軽減し、必要な時に周りに声をかけていくなど、これまでの地域コミュニティの活動方法を見直すことが必要となっています。持続可能な地域社会を維持していくためには、人がつながり支え合うことの出来る関係を、日頃から作っていかなくてはなりません。

各地区の「まちづくり協議会」は、「多様化・複雑化する地域の課題を、住民が地域の特性や実情に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援することにより、より良い解決を図ることができる」という地域自治の考えのもとに、設立され、公民館がその活動を支援してきました。防災・防犯・交通安全・青少年健全育成・高齢者福祉など、様々な地域課題の解決にむけて、各地区の協議会は地域課題と真摯に向き合ってきました。地域コミュニティ活動の拠点が、各団体をつなぐ「ハブ」として、また、住民の「学習の場」として、地域住民が課題に主体的に取り組んでいけるよう引き続き支援していくことが求められます。

## ③地域の防災・防犯を支えていく拠点づくり

各公民館は地域の防災機能を担う避難場所として位置づけられており、災害時に地域住民の多くが安全・安心に利用できるよう、建物の耐震化や老朽化した設備の改修・整備を進め、防災・防犯に強い体制づくりを希望します。

また、東日本大震災や令和元年の房総半島台風では、多くの学校や公民館が避難場所となり、避難所運営に関しては、公民館職員の力がとても大きかったと聞いています。地域コミュニティ活動の拠点は、自治会や町内会、市、地域の消防団や災害対策コーディネーター、自主防災組織なども連携しながら、避難所運営や炊き出し、配給の拠点の役割、災害時の様々な情報の発信や情報収集などの地域の核となる拠点として、あわせて、防災・防犯に関する講座の実施や避難訓練などの事業を通じて、地域の方々への日常的な啓発活動を推進することが大切となります。

## おわりに

これまで、木更津市の公民館は、地域の方々との関わり・つながりを大切にしながら、「地域の核」として、世代や性別、国籍を問わずに地域の人々が集まることで、魅力的な地域づくりを進める役割を担ってきました。

今後も、地域のあらゆる世代の方が気軽に利用できるために、地域交流センターに移行した後も、工夫を凝らした主催事業や文化祭の開催、サークルや地域団体への活動場所の提供などを通じて、社会教育・生涯学習の充実と自発的に物事に取り組み、行動する・行動できるボランティア精神の醸成が地域に根付くような活動の継続を強く期待します。

人と人とのつながりが希薄化している中、公民館は重要な施設であると考えます。地域交流センターに移行した後も、単なる「貸しスペースの施設」としてではなく、「人づくり」「絆づくり」「地域づくり」を進める拠点として、引き続き日常的に地域団体や住民、

学校などの教育機関とも密に連携しながら、様々な地域の課題の解決に向けて推進されることをあわせて期待します。

最後の木更津市立公民館運営審議会の答申として、これからの地域づくりに活かしていただければ幸いです。

#### 参考

- ・「これからの地域における公民館の役割について」答申 令和3年3月25日
- ・「木更津市立公民館の今後のあり方について」意見書 令和6年5月10日